第二号書式(第十一条関係)(日本産業規格A列4番)

(一)

航　　海　　日　　誌

船　　丸

(二)

船舶番号	第　　号
船籍港	
総トン数	トン
航行区域又は従業制限及び従業区域	
船舶の用途	
主機の種類及び箇数	
主機の出力	キロワット
船舶所有者の住所及び氏名又は名称	
船長の住所及び氏名	
同	

記載心得

1　国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。

2　船舶の用途欄には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の別及び漁船にあつては、従事する漁業の種類を記載すること。

3　主機の出力欄には、連続最大出力を記載すること。

4　船長の住所及び氏名欄において船長が旧姓併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。

5　本表に記載した事項に変更があつたときは、変更前の記載事項を読み得るように抹消して訂正し、その箇所に変更年月日を付記すること。

（三）

官　庁　記　事

（四）

年　月　日　時	航　海　の　概　要

記載心得

1　航海の概要欄には、出入した港の名称及び船長が必要と認める航海の概要を認載すること。

2　国内各港間のみを航海する船舶にあつては、通常航海する航路が定まつているときは、臨時の航路に就航する場合を除き、当該航路の概要を記載すれば足り、航海ごとに記載することを要しない。

3　漁船にあつては、1の事項のほか操業海域をも記載すること。ただし、主たる操業海域が定まつているときは、臨時に操業海域を変更する場合を除き、発航港、到達港、主たる操業海域及び操業期間を記載すれば足り、航海ごとに記載することを要しない。

（五）

年　　月　　日	事　　項	記　　事

記載心得

1　本表は、船員法施行規則第11条第2項各号に掲げる場合その他必要な場合に記載すること。

2　事項欄には、「遭難船舶非救助」、「救命艇等操練」、「懲戒」等と記載すること。

3　記事欄には、当該事項の発生した場所(位置)及びその概要を記載すること。

4　船員法第14条ただし書の規定により遭難船舶等の救助に赴かなかつたときは、その理由をも記載すること。

5　船員法施行規則第3条の4の規定による操練を行うことができなかつたときは、その事情を記載すること。

6　懲戒したことを記載する場合には、取調べに立ち会つた者の氏名を記載すること。なお、取調べに立ち会つた者が旧姓併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。

生まれた子	子の氏名 父母との続き柄	□嫡出子（□男 □女） □嫡出でない子	
	生まれたとき	年 月 日 □午前 □午後 時 分	
	生まれたところ		
	住所	番地 番号	
		世帯主の氏名	世帯主との続き柄
生まれた子の父と母	父母の氏名 生年月日 （子が生まれたときの年齢）	父 年 月 日(満 歳)	母 年 月 日(満 歳)
	本籍 （外国人のときは国籍だけをかいてください）	番地	
		筆頭者の氏名	
	同居を始めたとき	年 月	
	子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持つている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(臨時・日雇は5) □4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(臨時・日雇は5) □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯	
	父母の職業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年の3月31日までに子が生まれたときだけかいてください) 父の職業	母の職業
その他			
年 月 日 午 時 船長			
謄本送付の年月日時 送付先			

備考 生まれたところは、航海中にあつては経緯度をもつて表示すること。

(七)

氏　　名	□男　　□女
生　年　月　日	年　月　日（生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻もかいてください）□午前 □午後　時　分
死亡したとき	年　月　日　□午前 □午後　時　分
死亡したところ	
住　　所	番地 番　号 世帯主の氏名
本　　籍（外国人のときは国籍だけをかいてください）	番地 筆頭者の氏名
死亡した人の夫または妻	□いる(満　歳)いない(□未婚　□死別　□離別)
死亡したときの世帯のおもな仕事と○○	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持つている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(臨時・日雇は5) □4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(臨時・日雇は5) □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯
死亡した人の職業・産業	(国勢調査の年…　年…の4月1日から翌年の3月31日までに死亡したときだけかいてください) 職業　　産業
その他	
年　月　日　午　時 船　長	
謄本送付の年月日時 送　付　先	

備考　死亡したところは、航海中にあつては経緯度をもつて表示すること。

（八）

<table>
<tr><td rowspan="2">父母の婚姻直前の本籍
（外国人のときは国籍をかいてください）</td><td>父</td><td>母</td></tr>
<tr><td>都道府
県　名</td><td>都道府
県　名</td></tr>
<tr><td rowspan="2">氏名
生年月日
（死産があつたときの年齢）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>年　月　日(満　歳)</td><td>年　月　日(満　歳)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">死産児の男女別及び嫡出子か否かの別</td><td colspan="2">□男　□女　□不詳</td></tr>
<tr><td colspan="2">□嫡出子　□嫡出でない子</td></tr>
<tr><td>死産があつたとき</td><td colspan="2">年　月　日　□午前 □午後　時　分</td></tr>
<tr><td>死産があつたところ</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>死産があつたときの母の住所
（住民登録をしているところをかいてください）</td><td colspan="2">番地
番　号
(　方)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">死産があつたときの世帯のおもな仕事と

父母の職業</td><td colspan="2">□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持つている世帯
□2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
□3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(臨時・日雇は5)
□4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(臨時・日雇は5)
□5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯
□6. 仕事をしている者のいない世帯</td></tr>
<tr><td colspan="2">(国勢調査の年…　年…の4月1日から翌年の3月31日までに死産があつたときだけかいてください)
父の職業　|　母の職業</td></tr>
<tr><td>この母が出産した子の数</td><td colspan="2">出生子(出生後死亡した子を含む)……人
妊娠満22週以後の死産児(この死産児を含む)……胎
妊娠満21週以前の死産児及び流産死胎(この死産児を含む)…胎</td></tr>
<tr><td>死産に立ち会つた者</td><td>1. 医師　2. 助産師　3. その他</td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">年　月　日　午　時
船　長</td></tr>
<tr><td>謄本送付の年月日時
送付先</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考　死産があつたところは、航海中にあつては経緯度をもつて表示すること。